

# 介護保険制度における 住宅改修の手引き

安曇野市

令和3年12月24日



## 目 次

1. 住宅改修の概要	…	1
2. 対象要件	…	2
3. 住宅改修の種類	…	3
4. 支給限度基準額	…	9
5. 手続きの流れ	…	11
6. 必要書類	…	12
7. その他必要事項	…	15
8. Q & A	…	16

# 1. 住宅改修の概要

---

介護を必要とする人が住み慣れた住宅で安全に生活できるよう、実際に居住する住宅について小規模な住宅改修を行った場合に、安曇野市が要介護者等の心身の状況から改修が必要と認めたものに限り、要した費用のうち一部を介護保険から給付する制度です。

工事を始める前に、本人の心身状況及び日常の生活動線、住宅環境、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが重要です。本人、家族にとって最適な改修が行えるよう、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等とよく相談し、住宅改修計画を立ててください。

住宅改修費の支給を受けるためには、

- 改修前（工事着工前）の申請（以下、事前申請という。）と
- 改修後（工事完了後）の申請（以下、事後申請という。）が 必要です。

## 《留意点》

### • 対象となる住宅改修について

介護保険の対象となる住宅改修は、資産形成に繋がらない小規模なものに限られます。また、本人に関係のない改修（本人ではなく家族が使用するために行う改修等）は支給対象になりません。

### • 施工業者について

安曇野市では、施工業者の指定、登録は行っていません。（今後、変更する可能性があります。）改修を行うときは、高齢者向けの住宅改修に関する技術や知識をもち、細やかな注文に応じてくれる業者に依頼するようにしてください。

### • 施工業者の選定について

複数の業者に見積もりを依頼し、比較、検討した上で、施工業者を選定してください。

### • 施工後のトラブルについて

施工後のトラブルは、本人、家族が直接施工業者と交渉することになります。（工事の請負契約は本人と業者間で締結するため。）トラブルがないよう、契約時には契約内容、アフターサービス等をしっかりと確認してください。

### • 住宅改修後の検証について

改修後は、担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活動作や介助負担の改善ができたかどうかを検証してください。1度の住宅改修で全てを改善しようとするのではなく、効果を確認しながら改修を進めてください。

### • 申請の有効期限について

事前申請があった日の翌日から起算して2年が経過する場合は、事前申請を再度行う必要があります。また、工事代金の完済日の翌日から起算して2年が経過すると支給申請ができなくなりますので注意してください。（消滅時効）

## 2. 対象要件

---

次の要件を満たし、住宅改修を行った場合に支給対象となります。事前申請の手続きをしないまま着工した場合は、支給対象になりませんので注意してください。

- 介護保険の給付対象となる住宅改修であること。
- 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。  
(ただし、工事着工日時点で申請中の場合でも可能)
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地で、実際に居住している住宅の改修であること。
- 本人が在宅であること。(入院、入所、外泊、一時帰宅中は不可)
- 「住宅改修が必要な理由書」に改修の必要性についての記載があること。また、工事内容についての適切な記載があること。
- 住宅改修の着工前に事前申請をして、安曇野市より「介護保険住宅改修事前申請確認結果通知書」が送付されていること。また、裏面の記載事項を確認の上、内容を承諾し、署名していること。

### 《留意点》

#### • 介護認定申請中、入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中、入院中や施設入所中の工事着工も可能ですが、事後申請は、認定結果が出てから、または退院、退所した後になります。そのため、認定結果が自立判定（非該当）の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができませんので注意してください。

#### • 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外、一時的に身を寄せている住宅の改修は、支給対象になりません。

#### • 新築や増築等の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等による場合は、支給対象になりません。

#### • 本人または家族等が行う住宅改修について

被保険者本人が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われる場合は、材料費のみが支給対象となります。

#### • 複数の被保険者が一つの住宅を改修する場合について

複数の被保険者が一つの住宅を改修する場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、工事内容が重複しないように申請してください。

### 3. 住宅改修の種類

介護保険の給付で住宅改修費の対象となる住宅改修は厚生労働省告示等により以下(1)～(6)のとおり定められています。

#### (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として、手すりを設置する工事を想定しています。

○ 保険給付対象工事	× 保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"><li>住宅内の手すり (居室、便所、浴室、玄関等)</li><li>敷地内の手すり (玄関ポーチ、門扉までの通路等)</li><li>手すりの付替え、移設 (身体状況の変化等による場合)</li><li>既存手すりの撤去 (手すりの付替え、移設に伴うもの)</li><li>固定された家具等への手すりの取付け</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>老朽化や破損による手すりの取替え</li><li>敷地外の手すり</li><li>手すりの機能外の付加部分 (シャワーホルダー一体型の手すりのシャワーホルダー部分等)</li><li>転落防止の柵の代替として単独で設置される手すり</li><li>既存設置物の移設 (トイレトペーパーホルダー、壁付けリモコン等)</li><li>手すり設置のための下駄箱、庭木、植栽や石の撤去</li><li>固定されていない家具等への手すりの取付け</li></ul>

#### 《留意点》

- 福祉用具貸与の対象となる手すり、取付けに工事を伴わない手すりは対象外です。
- 工事を行う前に、取付け位置(床、地面からの高さ等)、形状(ハンドレール、グラブバー等)、材質、太さが適切か確認してください。
- 表面が金属の手すりは、日光により高温になることがあります。また、冬場は過度に冷たくなることがありますので注意してください。
- 跳ね上げ手すりは、使い方を誤ると事故や故障を引き起こすことがありますので、必ず設置前に動作を確認してください。
- 手すりの端部が突き出している場合は、衣類の袖口等に引っ掛かり転倒の原因になることがあります。

## (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を想定しています

○ 保険給付対象工事	× 保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各居室の敷居を低く（撤去）する工事</li> <li>• スロープ、踏み台等を固定設置する工事 （厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1633,1643,1644）</li> <li>• 浴室の床のかさ上げ工事</li> <li>• 居室、廊下間の段差を解消する工事</li> <li>• 玄関から敷地外までの通路の敷石による凸凹をモルタル等で平坦にする工事</li> <li>• 路面等の傾斜の解消</li> <li>• 階段の勾配を緩やかにする工事（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1645）</li> <li>• 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1650）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化や破損による修繕等</li> <li>• スロープや踏み台等を固定せずに設置</li> <li>• 上り框に腰かけ台を設置する工事</li> <li>• 浴槽を広くする目的での浴槽の改修取替</li> <li>• 浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー等の給水工事</li> <li>• 床下収納スペースを埋める工事</li> <li>• 昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事（手動、電動問わず）（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1634）</li> <li>• 段差の解消工事に伴う電気工事</li> </ul>

### 《留意点》

- 取付けに工事を伴わないスロープや踏み台等は支給対象になりません。
- 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事も支給対象となります。（厚生労働省 介護サービスQ&A No1644）
- 居室や廊下の床のかさ上げ工事は敷居の撤去やスロープ設置等で対応できない場合に限り支給対象とします。
- 玄関や屋外にスロープを設置する場合、スロープの幅は100cm以内（幅70cmの自走用車いすが安全に自走できる幅を想定）にしてください。

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

転倒の予防や移動をスムーズに行うための床及び通路面の材料を変更するものを行い、具体的には、居室の場合は畳敷からフローリング、クッションフロア等への変更、浴室の場合はタイル等の滑りやすい材質から滑りにくい材質への変更、通路面の場合は滑りにくい舗装材へ変更するものを想定しています。

○ 保険給付対象工事	× 保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 畳から板製床材、ビニル系床材等に変更</li> <li>• 浴室の床材を滑りにくい床材に変更</li> <li>• 屋外の通路を滑りにくい舗装材（コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装など）に変更（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1646）</li> <li>• 屋外の通路の土舗装の転圧（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1647）</li> <li>• 階段への滑り止めのゴム材やカーペットの固定設置（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1635、1642）</li> <li>• 滑りの防止を図るための溝をつけるなどの床材表面、通路面の舗装材の加工（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1647、1653）</li> <li>• 滑り止め材の塗布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化や破損による床材の張替え</li> <li>• 浴室用すべり止めマットの設置</li> <li>• もともと通路として利用していない部分を通路にする工事</li> </ul>

#### 《留意点》

- 取付けに工事を伴わないものは対象外です。
- 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更する場合、通路の幅は100cm以内としてください。
- 滑り止めのゴム材が突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので注意してください。



#### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更や戸車の設置をするものを想定しています。

○ 保険給付対象工事	× 保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"><li>・開き戸から引き戸、折戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等への取替え</li><li>・ドアノブからレバー式取手への変更（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1636）</li><li>・戸車、レールの設置、取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1636）</li><li>・扉の吊り位置の変更</li><li>・扉の開く方向の変更（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1636）</li><li>・扉の撤去</li><li>・重い引き戸から軽い引き戸への取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1637）</li><li>・門扉の取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1648）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化や破損による扉の取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1637）</li><li>・引き戸等の新設</li><li>・扉の使用に支障がない場合の間口の拡大</li><li>・雨戸の取替え</li><li>・破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の修理や材質変更</li><li>・自動ドアに取り替えた場合の、動力部分の費用相当額</li></ul>

#### 《留意点》

- ・引き戸等の新設は、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は支給対象となります。（平成21年4月10日老振発第0410001号）
- ・重い引き戸から軽い引き戸への取替えは、他に方法がない場合のみ支給対象となります。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え等工事や、既存の便器の位置や向きを変更するものを想定しています。

○ 保険給付対象工事	× 保険給付対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 和式便器から洋式便器への取替え</li> <li>• 洋式便器の位置、向きを変える工事</li> <li>• 洋式便器をかさ上げる工事（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1638）</li> <li>• 便座の高さが高い（低い）洋式便器に取替える工事（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1638）</li> <li>• 既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置する工事 （和式便器を洋式便器に取替えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象とする）</li> <li>• 便器の取替えに伴う床、壁の解体、床の修復工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化や破損による便器の取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1638）</li> <li>• 洋式便器から洋式便器への取替え（便器の高さ、位置、向きが変わらない場合）（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1639）</li> <li>• 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置</li> <li>• 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器への取替え（厚生労働省 介護サービスQ&amp;A No1640）</li> <li>• 水洗化または簡易水洗化にかかる費用</li> <li>• 電気工事、天井等の工事</li> <li>• 仮設トイレの設置費用</li> </ul>

### 《留意点》

- 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象となります。また、和式便座の上に置いて腰掛式に変換する据置式便座も同様です。
- 水洗和式から水洗洋式への工事は、給排水工事も対象となりますが、非水洗和式から水洗洋式への工事は、便器、便座のみが支給対象で、給排水工事は水洗化のためとみなし、支給対象外となります。

## (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### ① 手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強

### ② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

### ③ 床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

### ④ 扉の取り替え

扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事

### ⑤ 便器の取り替え

便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、床材の変更

## 4. 支給限度基準額

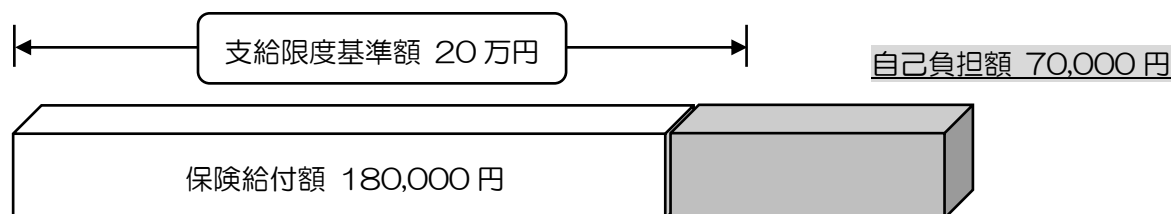
---

介護保険の住宅改修制度では、要支援、要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額を20万円として、住宅改修に要した費用のうち利用者負担割合に応じて、9割または8割、もしくは7割が給付されます。工事費が20万円かかったとしても、20万円がそのまま給付されるわけではありませんので注意してください。

例1 自己負担割合1割の人が17万円の住宅改修をした場合



例2 自己負担割合1割の人が25万円の住宅改修をした場合



安曇野市では、いったん費用の全額を施工業者に支払っていただき、その後に自己負担分（1割または2割、もしくは3割）を除く額を給付する「償還払い」という方法で住宅改修費を給付しています。

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、複数回申請することができますが、支給限度基準額を上回った額は全額自己負担となりますので注意してください。

ただし、初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日と比較し、下記の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がったとき（以下、「3段階リセットの例外」といいます。）や転居したとき（以下、「転居リセットの例外」といいます。）は、改めて支給限度基準額20万円までの給付を受けることができます。詳しくは、介護保険課までお問合せください。

(1) 3段階リセットの例外について

要介護等状態区分	「介護の必要の程度」の段階
要支援1	第一段階
要支援2、要介護1	第二段階
要介護2	第三段階
要介護3	第四段階
要介護4	第五段階
要介護5	第六段階

要介護等状態区分	リセットになる要介護等状態区分
要支援1	要介護3、要介護4、要介護5
要支援2、要介護1	要介護4、要介護5
要介護2	要介護5

《留意点》

- ・着工日時点の要介護等状態区分で判断します。
- ・要件を満たしたときに着工せず、段階が下がり、要件を満たさなくなった場合にはリセットされません。(再度、要件を満たせばリセットされます。)
- ・支給可能残額があっても支給限度基準額はリセットされます。
- ・1人1回しか3段階リセットの例外は適用されません。

(2) 転居リセットの例外について



《留意点》

- ・着工日時点の居住地で判断します。
- ・回数の制限はありませんが、一時的に身を寄せている等、住所地の移動がない場合はリセットされません。
- ・転居した後、リセットする前に前の住居へ戻った場合には適用されません。また、住居ごとに支給額を管理するため、前の住居の支給可能残額が引き継がれます。
- ・転居リセットの例外が3段階リセットの例外より優先されます。

## 5. 手続きの流れ

---

### 要介護（要支援）認定

住宅改修費の給付を受けるには、着工日までに要介護、要支援認定申請を行ってください。



### ケアマネジャー等に相談

担当のケアマネジャーがいない場合には、各地区を担当する地域包括支援センターに相談してください。



### 住宅改修計画を立てる

本人、家族、ケアマネジャー、施工業者等で住宅改修の計画を立てます。



### 必要書類の作成

「住宅改修が必要な理由書」は必ずケアマネジャー、もしくは福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持っている人が作成してください。工事内容等について不明な点がある場合、作成者に問い合わせさせていただきます。



### 事前申請（工事着工前）

市の窓口事前申請に必要な書類を提出してください。10万円を超える工事、書面だけでは住宅改修が必要だと判断できない工事については、市の職員が現地確認のためにお宅を訪問させていただきます。

また、書類の内容を確認し、内容が適正だと判断したものについては、市より確認結果通知書を送付します。通知書発送までの標準処理日数は申請の日（現地確認する場合は現地確認の日）から数えて7日です。



### 着工・完成

原則、通知書が到着してから工事を着工してください。完成後は施工業者に工事費全額をお支払いください。



### 事後申請（工事完了後）

市の窓口事後申請に必要な書類を提出してください。



### 支給決定

申請いただいた内容を審査し、給付となる方には「介護保険償還払支給決定通知書」を送付します。通常、事後申請いただいた月の翌々月の下旬に口座へ振り込みます。認定状況等により振り込みが遅れることがありますので、ご了承ください。

## 6. 必要書類

### (1) 事前申請（工事着工前）に必要な書類と留意点

#### 介護保険居宅介護（予防）住宅改修支給申請書

- ・介護保険被保険者証に記載されている被保険者氏名、住所を記入してください。
- ・申請者の氏名の訂正は認めません。申請書を再度作成してください。
- ・振込口座を家族名義の口座に指定する場合は、口座記入欄に家族名義の口座を記入するとともに【被保険者と口座名義人が異なる場合に記入】欄（右下）に委任した日、口座名義人の住所、氏名、委任者（被保険者）の氏名を記入してください。
- ・申請書は写しを受領し、原本を返却しますので、事後申請のときに再度原本を提出してください。

#### 介護保険住宅改修費支給申請確認票

- ・入院、入所中の場合は、できる限り退院、退所予定日を記入してください。
- ・手すりの改修の場合、合計で何本（または何ヵ所）か記入してください。

#### 住宅改修が必要な理由書

- ・必ずケアマネジャー、もしくは福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持っている人が作成してください。改修内容について不明な点があった場合には、まず作成者に問い合わせさせていただきます。
- ・介護保険被保険者証記載の被保険者氏名、住所を記入してください。
- ・身体状況と改修箇所の問題点を具体的に記入してください。

#### 工事（改修）費見積書

- ・被保険者本人の氏名、住所（施工場所）等を入れて作成してください。
- ・社名の記入、社印の押印をしてください。
- ・改修の種類、場所ごとに商品名、部材単価、数量等を区分してください。
- ・材料費、施工費、諸経費を区分し、作成してください。「工事一式」等とまとめて記載しないでください。
- ・材料費は、材質、製造メーカー、商品名、規格、数量や単価等、可能な限り詳細を記載してください。
- ・介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分を明示してください。明確に区分できない場合は、面積按分等しても構いません。
- ・金額が合っていることを必ず確認してください。
- ・被保険者本人が自分で材料を購入し、本人または家族等が住宅改修を行う場合は、使用する材料、費用をまとめたものを提出してください。

#### 工事（改修）予定確認図書（平面図、配置図、外構図、写真等）

- 被保険者本人の生活動線がわかり、改修の位置が確認できるものを添付してください。
- 平面図、配置図、外構図等は生活動線が分かるように、改修箇所だけでなく、玄関、居室、寝室、トイレや風呂等もできる限り図示してください。
- 写真は枠内に日付を入れて撮影してください。日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載し、枠内に収めて撮影してください。
- 写真には油性ペン等で改修内容を図示してください。
- 段差解消の場合は、段差にメジャーをあて、目盛りが確認できるように写真を撮影してください。
- 必要に応じて改修内容、メーカー、使用部材等が確認できるようにカタログを添付してください。

#### 所有者の承諾書

- 住宅の所有者が被保険者本人の場合は提出不要です。
- 住宅の所有者が被保険者本人と異なる場合は、事前に所有者からの承諾を得ることが必要です。
- 賃貸住宅の場合は、貸主からの承諾を得てください。
- 県営住宅、市営住宅の場合は、県または市より交付を受けた承諾書を添付してください。

#### 《留意点》

- ユニットバスへの改修を行う場合は、必ず保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分を区分してください。
- 事前申請後に改修内容を変更しなければいけない事由が発生した場合は、速やかに介護保険課へお知らせください。



## (2) 事後申請（工事完了後）に必要な書類と留意点

### 介護保険居宅介護（予防）住宅改修支給申請書

- ・ 事前申請時に返却した原本を再度提出してください。

### 介護保険住宅改修事前申請確認結果通知書

- ・ 裏面の記載事項を確認、承諾の上、署名したものを提出してください。

### 領収書

- ・ 宛名は被保険者本人としてください。ただし、生活保護の方が住宅改修を行った場合には、宛名を安曇野市としてください。
- ・ 原則、原本を提出してください。領収書の原本が必要な場合は窓口でその旨を伝えてください。領収書の裏面に受領印を押印して返却します。
- ・ 領収金額が、事前申請時の工事費見積書と同額か確認してください。
- ・ 領収年月日を正しく記入してください。
- ・ 施工業者の印を押印してください。
- ・ 印紙が正しく貼付されているか確認してください。割印も必ず押印してください。※税務署より「書式表示による納付の特例」の承認を受けている事業者や一般社団法人など、印紙貼付が不要な場合もあります。詳細は印紙税法をご確認ください。
- ・ ただし書き欄に介護保険住宅改修の工事であることを明記してください。
- ・ 被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行った場合は、領収書の代わりにレシート等を添付してください。

### 工事（改修）費内訳書

- ・ 事前申請時の工事（改修）費見積書同様に詳細を明記してください。

### 完成状況確認図書

- ・ 改修前と改修後が比較できるよう、事前申請時と同方向から撮影した写真を提出してください。
- ・ 写真は枠内に日付を入れて撮影してください。日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載し、枠内に収めて撮影してください。
- ・ 使用した部材、固定状況や段差状況が確認できるように撮影してください。
- ・ 事前申請時の書類と整合がとれたものを提出してください。

### 《留意点》

- ・ 事前申請の内容と事後申請の内容が一致しない場合は、住宅改修費を支給できませんので注意してください。

## 7. その他必要事項

---

(1) 次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- 被保険者が工事完了前に死亡した場合
- 被保険者が工事完了前に医療機関および介護保険施設を退院（退所）しないまま死亡した場合
- 要支援・要介護認定が自立判定（非該当）となった場合
- 承認を受けた改修とは違う改修を行った場合

(2) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金について

要介護、要支援の認定を受けている65歳以上の方のうち、同居している親族及び生計を一にしている方を含めた全員の前年の住民税所得割額が非課税である方が介護保険の住宅改修の対象となる工事を行う場合、工事費の9割（上限63万円）を予算の範囲内で補助します。

ただし、以下に当てはまる場合は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- 補助金の申請をする前に対象となる工事を行った場合
- 介護保険の住宅改修費を支給限度額まで使い切っておらず、まだ住宅改修費の支給を受けることができる場合
- 介護保険の住宅改修費で支給を受けた工事の場合（同じ工事への補助となる場合）
- 同居する親族を含めて、過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合
- ご自宅での今後の生活が難しく、施設に入所申し込みをしている場合

詳しくは、市の長寿社会課 長寿福祉係までお問い合わせください。

## 8. Q & A

### (1) 手すりの取付けについて

質 問	回 答	備考
手すりの取付け位置、形状、材質、太さ等に規定はあるか。	被保険者の身体状況によって使いやすい手すりは異なることから、被保険者に合った手すりを選択してください。	(厚生労働省 介護サービス Q&A No1630)
既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。	被保険者の身体状況の変化が理由で手すりの取替えが必要な場合であれば、既存の手すりの撤去にかかる費用も付帯工事として支給対象となります。「住宅改修が必要な理由書」に、その旨を記載してください。 単に老朽化したことが理由である場合は、支給対象になりません。	
固定剤(エポキシ剤)や接着剤を使用して手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。	簡単に取り外しができないものであれば支給対象となります。	
くつ箱への手すりの取り付けは、支給対象となるか。	固定されたくつ箱への手すりの取り付けは支給対象となりますが、固定されていないものへの取り付けは安全性上の観点から支給対象になりません。 固定されたくつ箱に取り付ける場合は、必ず施工業者による安全確認を行ってください。	

### (2) 段差の解消について

質 問	回 答	備考
スロープや踏み台等の設置は、支給対象となるか。	支給対象になりません。 ただし、金具等で固定する際は支給対象となります。	
浴室にすのこを設置する場合、支給対象となるか。	支給対象になりません。 ただし、福祉用具購入費の対象とな	(厚生労働省 介護サ

	ります。	-ビス Q&A No1632)
昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は支給対象となりません。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは福祉用具貸与の支給対象となります。	(厚生労働省 介護サービス -ビス Q&A No1634)
台所や洗面所等の床上げをする際、流し台等の下も床上げをしたいが、支給対象となるか。	支給対象になりません。 流し台等の下の面積にかかる費用を按分し、対象外とする扱いをしてください。	
玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は支給対象となるか。	段差の解消として支給対象となります。	(厚生労働省 介護サービス -ビス Q&A No1643、 45)
玄関からの出入りが困難な場合、掃き出し窓や縁側から出入りすることを想定し、段差の解消を行う場合は支給対象となるか。	玄関と同様の取り扱いをし、支給対象となります。	(厚生労働省 介護サービス -ビス Q&A No1644)
車いす等で移動するためにスロープを設置した場合、転落防止の車止めを設置する工事は支給対象となるか。	段差の解消の付帯工事、転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする立ち上がりの設置）として支給対象となります。	
床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として支給対象となるか。	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、段差解消の付帯工事として支給対象となります。	
移動の妨げとなる土間に板を張って通路を確保する工事は支給対象となるか。	段差の解消として支給対象となります。	
土間を居室にすることは床段差の解消になるか	個別の住宅改修の実態に応じて判断することになります。なお、この場合	(WAM- NET

<p>現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き3階建て住宅（各階約10坪）の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分（約5坪）に高さ20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体の状態から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。</p>	<p>は、床段差の解消に該当すると考えます。</p>	<p>Q&amp;A</p>
<p>利用者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として支給対象となるか。</p>	<p>浴槽の縁も、「段差」に含まれるものとして、支給対象となります。</p>	<p>（厚生労働省 介護サービス Q&amp;A No1650）</p>

### （3）滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更について

質 問	回 答	備考
<p>滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、支給対象となるか。</p>	<p>床材の変更として支給対象となります。</p>	<p>（厚生労働省 介護サービス Q&amp;A No1642、1647）</p>
<p>階段にノンスリップを付けたり、カーペットを貼り付けたりする場合は支給対象となるか。</p>	<p>ノンスリップやカーペットを置くだけであれば、支給対象になりませんが、金具、両面テープ、接着剤等で固定する場合は支給対象となります。</p>	<p>（厚生労働省 介護サービス Q&amp;A No1635類似）</p>
<p>廊下の床の張り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として支給対象となるか。</p>	<p>老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、支給対象になりません。</p>	

居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような改修についても認められます。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1653）
通路面の材料変更について、どのような材料が考えられるか。また、通路面の材料変更に伴い行われる路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。また、路盤の整備は支給対象となります。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1646）

#### （４）引き戸等への扉の取替えについて

質 問	回 答	備考
洗い場が狭く福祉用具が置けない等の理由で、開き戸を折り戸に取り替える場合は支給対象となるか。	支給対象になりません。身体状態の変化が理由で開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。	
既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となるか。	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったため新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象になりません。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1637）
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となるか。	扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブ式をレバーハンドル式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。	（厚生労働省 介護サービス Q&A No1636）
車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば支給対象となります。	（WAM-NET Q&A）

となるか。 引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能か。		
要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し新たに扉を設置する場合、住宅改修「引き戸等への扉の取替え」の対象となりますか。	既存の扉が無いので、支給はできません。	(WAM-NET Q&A)
扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。 また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けも工事についても、住宅改修の対象となるか。	被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となります。 また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。	
門扉の取替えは支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。	(厚生労働省 介護サービス Q&A No1648)

#### (5) 洋式便器等への便器の取替えについて

質 問	回 答	備考
和式便器から、洗浄機能の付加された洋式便器への取替えは、支給対象となるか。	「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄機能の付加された便器を取り付ける場合は支給対象となります。	
既存の洋式便器の便座を、暖房便座や洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は支給対象になりません。	

洋式トイレを新たに設置する場合は支給対象となるか。	支給対象になりません。	
屋外のトイレを改修する場合は支給対象となるか。	屋外トイレを日常生活を送るうえで、常用しているのであれば支給対象となります。 ただし、非水洗式トイレの水洗化（簡易水洗化）のための工事は支給対象になりません。	
介助者が介助しやすいようにや、車いすを使用できるようにトイレを拡張する場合は支給対象となるか。	支給対象になりません。	
<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>(1) 洋式便器をかさ上げする工事 (2) 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 (3) 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>(1) は支給対象となります。写真等で改修前後の高さが分かるようにしてください。</p> <p>(2) については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象になりませんが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えありません。</p> <p>(3) については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。</p>	(平成12年介護報酬 Q&AVol.2)
便器の取替えに伴う給排水工事と支給対象外の水洗化のための工事の違いは何か。	便器の取替えに伴う給排水工事は、排水管の長さや位置を変える工事等を想定しています。 一方、支給対象外となる水洗化のための工事は非水洗の和式便器から水洗の様式便器に取り替える場合の水洗化工事を想定しています。	
改修工事の際に、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる費用は支給対象となるか。	支給対象になりません。	



(6) 住宅改修全般について

質 問	回 答	備考
<p>子の住宅に一時的に身を寄せている被保険者が子の住宅を改修する場合は支給の対象となるか。</p>	<p>介護保険の対象となるのは介護保険被保険者証の住所地にある住宅のみです。</p> <p>子の住宅に住所地が移されれば支給対象となりますが、一時的に身を寄せているだけでは対象となりません。</p>	
<p>月に数回施設から帰宅する住宅の改修をする場合は支給の対象となるか。</p>	<p>施設入所者の生活拠点は施設にあり、外泊時であっても在宅サービスは算定できないことになっているため、住宅改修においても支給の対象とはなりません。</p>	
<p>有料老人ホーム、ケアハウスに入所している被保険者が自らの居室を住宅改修する場合には支給対象となるか。</p>	<p>有料老人ホームの居室は高齢者の利用に適したつくりになっているので、一般的には改修を想定していません。</p> <p>ただし、身体状況に応じて必要があると認められる場合には支給対象となります。ケアハウスも同様です。</p>	
<p>新築工事の竣工日以降の改修工事について、住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。</p>	<p>竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。</p> <p>※竣工日とは、建築基準法における検査済証の交付年月日になります。なお、検査済証で確認できない場合は、登記事項証明書または登記簿謄(抄)本の「表題部(主たる建物の表示)」「(共同住宅の場合は「表題部」(専有部分の建物の表示))」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日(新築)になります。</p>	<p>(平成12年 介護報酬 Q&amp;AVol.2)</p>
<p>家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。</p>	<p>被保険者本人が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合</p>	<p>(平成12年 介護報酬 Q&amp;AVol.2)</p>

	も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象になりません	
住宅改修の際に不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は支給対象となるか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際の付帯工事として支給対象となります。 ただし、当該改修の支障にならないもの(小便器や手洗い器等)は支給対象になりません。	
支給対象外の工事が発生した場合、諸経費は全額支給対象としてよいか。	対象部分にかかった諸経費のみ支給対象となりますので、工事全額のうち支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以下を支給対象とします。	
支給対象外の工事が発生し、値引きをしている場合、対象部分の値引きもする必要はあるか。	諸経費と同様に、工事全額のうち支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以上を値引きしてください。	
事前に承認を受けた工事に、追加や内容変更をしてよいか。	原則、追加や変更工事は認められません。 ただし、事前にケアマネジャーから相談があった場合は内容を確認して、事後の申請等で写真など必要書類を確認できれば支給対象となる場合もあります。(例えば縦手すりを横手すりに変更する場合等)	
同一住宅に2人(夫婦)の要介護者がかかる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないとされるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、床段差の解消と手すりの取り付けについては夫(要支援)というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	同一住宅に複数の要介護者がいる場合の取り扱いは、 (1) 要介護者毎に支給申請を行い、要介護者毎に限度額管理が行われます。 (2) 同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。 同一世帯に複数の要介護者がいる場合において、複数の要介護者にか	(国通知)

	<p>かる住宅改修を行った場合には、重複しないように対象となる工事を設定しなければなりません。ご質問のように工事が重複しない場合には住宅改修の対象となります。</p>	
<p>同居する夫婦が共に要介護者の場合の2人が使用する浴室の住宅改修はどのようにすればよいか。</p>	<p>各々の要介護者に対して有益な住宅改修を特定する必要があります。夫婦で改修が必要な場合でも、同一の住宅改修である場合には、重複して支給することはできません。</p>	
<p>母屋と離れの間を渡り廊下について母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、二つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差の解消及び手すりの取付け、並びにこれらの付帯する工事として保険給付の対象となるか。</p>	<p>支給対象となります。</p>	
<p>賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。</p> <p>しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものです。</p>	<p>(平成12年介護報酬Q&amp;A Vol.2)</p>
<p>賃貸住宅退去時の改修費用について賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のために行う改修工事の費用は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>支給対象になりません。</p>	<p>(平成12年介護報酬Q&amp;A Vol.2)</p>

分譲マンション共用部分の改修費について 分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象となります。	(平成12年介護報酬 Q&A Vol.2)
浴室をユニットバスへ改修する場合は支給対象となるか。また、支給対象となりえる部分はどこか	支給対象となります。 支給対象となる部分は、ユニットバスの手すり、床、浴槽、扉等が考えられます。	

### (7) 申請書類について

質 問	回 答	備考
住宅改修が必要な理由書は誰が作成するのか。	ケアマネジャー、または福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持っている人が作成してください。本人、家族、市職員等が作成することはできません。	
申請関係の書類への押印は実印でなければならぬか？	「住宅改修が必要な理由書」「住宅改修の確認書・承諾書」「住宅改修費支給申請書」とともに実印である必要はありませんが、認印を押印してください。	
申請書を書き間違えたが、どのように訂正したらよいか。	2重線を引いたうえで、申請書に押し込んだ申請者の印で訂正してください。修正テープによる訂正は受付できません。ただし、申請者氏名は訂正できません。	
理由書の訂正はどのようにしたらよいか。	ケアマネジャーの印で訂正してください。	
ゆうちょ銀行でも申請できるか。	申請できます。支店等の書き間違いが多いので、不明な場合はゆうちょ銀行へ問い合わせるなどして確認してください。	
家の所有者と、住宅改修をしたい被保険者が同じ姓だが、「住宅改修の確認書・承諾書」と「住宅改修費支給申請書」に押印する印は同じものでよいか。	住宅改修をしたい被保険者以外で、同じ姓の方が所有している住宅を改修したい場合は、原則として承諾書と申請書の印は別のものを押印してください。	

<p>県営住宅・市営住宅の場合の住宅改修の承諾はどのようにしたらよいか。</p>	<p>県営住宅については、長野県住宅供給公社松本事務所県営住宅課へ県営住宅模様替申請を行い、交付された承認通知書の写しを事前申請時に提出してください。</p> <p>○長野県住宅供給公社 松本事務所県営住宅課 電話：0263-47-0240</p> <p>市営住宅については、安曇野市建築住宅課に住宅改修についての承諾について申請し、交付された承諾書の写しを事前申請時に提出してください。</p> <p>○安曇野市建築住宅課 電話：0263-71-2245</p>	
<p>住宅の所有名義人が死亡している場合、確認書・承諾書はどのように記入したらよいか。</p>	<p>法定相続人により、確認書・承諾書を記入していただいて差し支えありません。</p> <p>例えば、被保険者（妻）が改修を行う自宅が亡夫名義の場合、被保険者本人（妻）が確認書を記入してください。</p>	
<p>申請書の日付はいつにすればよいか。</p>	<p>実際に申請を行う日付を記入してください。</p> <p>なお、記入した日のうちに申請ができない場合でも申請書を書き直す必要はありません。（介護保険課の窓口で受け付けた日を申請日として取り扱います。）</p>	
<p>領収書は写しでもよいか。</p>	<p>申請時に領収書の原本が確認できれば、添付書類が写しでも差し支えありません。</p> <p>その際、領収書の裏面等に領収印を押印します。</p>	

<p>住宅改修費の支給申請時に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとなっているが、日付機能のない写真機の場合はどうすればいいのか。</p>	<p>写真の中に日付が入っていることが必要ですので、工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むなどの方法で撮影してください。</p>	
<p>写真の現像等にかかる費用は支給対象となるか。</p>	<p>支給対象になりません。</p>	
<p>オーダー製品などカタログのない部材を使用する際はどうすればいいのか。</p>	<p>設計図や図面などで、サイズやどのようなものを使用するか分かるようにしてください。</p>	

住宅改修に関する相談窓口

安曇野市 介護保険課 介護保険担当

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2472 (直通)

FAX 0263-71-2503